

地名 散歩

第116回 口で始まる地名、終わる地名 一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

阪急神戸線と今津線が交差する「西宮北口」という駅がある。特急停車駅で車庫もある重要な拠点駅で、かつては阪急西宮球場の最寄り駅としても知られていた。駅名は所在地の地名ではなく、西宮市街の北側の入口に位置することから命名されたものである。この種の駅名は多くはないが、関西では同じく阪急の今津線に宝塚南口駅があるし、阪神電車には平成13年(2001)まで西宮東口駅があった。

いずれも駅が市街地のどちら側にあたるかを表わしたもののだが、関東ではその種の駅は見当たらず、東船橋、西横浜、南流山、北松戸といった具合に先に方角を冠するのが常である。西宮北口に似た例として関東でおそらく初めて登場したのは東京都営地下鉄大江戸線の「新宿西口駅」だが、これは文字通りJRや小田急、京王などが連絡する巨大な新宿駅の

西口地下に設置されているため、西宮北口駅とは意味が違う。

このため関東から西宮を訪れた人は、地元の人が「西宮北口で」と提示した待ち合わせ場所を聞いて何も疑わずにJR西宮駅の北口に急ぐ。かくしてスムーズに出会えない「小事件」がこれまで何度も生じたであろうことは想像に難くない。もっとも昨今は携帯電話の時代だから被害はそれほど甚大ではないだろうが。

駅名の用法としては高尾山口(東京都)や千代田県庁口(福岡県)など、目的地への入口を示すものが全国的には主流だが、最後に「口」の付く地名も意外に多い。県名にもなっている山口をはじめ、埼玉県川口市や大阪府守口市をはじめ、大字まで含めれば相当量にのぼる。山口県山口市の地名の由来について地名辞典では、五重塔で知られる瑠璃光寺のすぐ東を



北海道・大沼から折戸川(沼尻川)が流れ出す場所に付けられた鎮子口の地名と駅名。大沼は北西に聳える駒ヶ岳の山体崩壊で堰き止められた。1:50,000 「駒ヶ岳」昭和44年編集



島原半島の先端付近一有明海の「口」に位置する口之津(現南島原市)。中国やポルトガルからの船で賑わった歴史を語る唐人町の地名も。1:50,000 「口之津」昭和62年修正

流れる榎野川の支流、一の坂川に沿って長門国阿武郡へ通じる山への入口であったことに由来するといった説が紹介されているが、これは字義通り素直に解釈して問題ないだろう。和歌山県の高野口町は明治43年(1910)の町制施行を機に和歌山線の駅名に合わせて名倉村から改称した変わり種だ。

樋口という地名は全国にいくつも存在するが、名字としても多い方である。文字通りの樋の口ー取水口にちなむ地名と思われる。同様の意味を持ちながら尾張国(愛知県北部)にほぼ限定されているのが杵の字で、清須市には北二ツ杵・南二ツ杵の地名の近くに名古屋鉄道の二ツ杵駅があり、長久手市には杵ヶ池の地名と杵ヶ池公園駅、名古屋市営バスの杵中停留所も地元では知られている。ただし地下鉄の駅名は「方言漢字」を避けて「いりなか」とひらがな表記だ。

水の出口として全国にいくつか点在するのが銚子口の地名で、埼玉県春日部市の例など平地にもあるが、湖から渓谷へ、文字通りお銚子ー徳利の口のように狭いところへ水が流れ出る場所が目立つ。福島県の猪苗代湖から日橋川が流れ出すのも銚子ノ口だ。北海道の銚子口は観光地としても著名な大沼の東端にある。この湖は駒ヶ岳の大噴火による山体崩壊で折戸川が堰き止められて誕生したが、ちょうどその川が流れ出す場所に名付けられており、函館本線(砂原回り)には銚子口駅がある。アイヌ語で言えばクッチャロで、『地名アイヌ語小辞典』(知里真志保)によれば、Kutcharは「沼から水の流れ出る口」「沼の水が流れ出て川となる所」とあり、道内の屈斜路湖から釧路川が流れ出すところに由来するという。

そこで思い出すのがオーストリアのグムンデンという町である。約2.3kmの「世界最短の路面電車」で知られるトラウン湖Traunseeに

面した町で、まさに湖からトラウン川が流れ出す(Mund=口、münden=流入する)場所で、これがグムンデンGmundenの地名となった。同様の由来によるGemünd(en)という地名はドイツ語圏に多い。

後に口が付くのは多くても、前に付くのは比較的少ない。今は長崎県島原市の一部になった口之津町は「貞観年間(859～877)頃に有明海の入口にある港の意味からおきたという(口之津町史)」というが、基本となる谷・川・湾などの広域の地名のどのあたりかという位置関係を示すものが多い。その場合、口は「入口」を意味し、その対義語は中もしくは奥、沖となる。

たとえば京丹後市の竹野川流域には下流側の口大野と上流側の奥大野のペア地名があって、現在の京都丹後鉄道の京丹後大宮駅は昭和38年(1963)までは口大野駅と称していた(この時に丹後大宮と改称、平成27年に京丹後大宮と再改称)し、兵庫県南部の美囊郡では明治の町村制が施行されてから昭和30年(1955)まで、美囊川に沿った吉川谷を3つに分けた形で下流側から口吉川村、中吉川村、奥吉川村が並んでいた(後に吉川町を経て現三木市)。このうち現存するのは口吉川だけで、口吉川笹原、口吉川殿畑など旧大字名に冠されている。

この用法を島に適用したのが鹿児島県の屋久島の西に浮かぶ火山島の口永良部島(平成26・27年に噴火)と、徳之島の南西に位置する石灰岩地形で知られる沖永良部島である。鹿児島の方から見ると口の方が近く、沖はそこから400キロも離れた遠方にある。エラブについては沖縄県に伊良部島という似た名前の島もある。こちらはウミヘビの「イラブー」に由来するという説もあるが、両者の関係も含めてよくわからない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 778
2021 November



表紙写真

「銀杏の絨毯」

第36回写真コンクール佳作
池之上 幸輝●福岡会

測量現場に佇む、素晴らしい銀杏の木々。
その落ち葉が辺り一面に広がって、まるで
絨毯の様に見えました。
鮮やかな黄色の絨毯の上で測量している夫
の姿を、遠くからそっと撮影したものです。

地名散歩 今尾 恵介

- 03 国立国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF— No.1135 (2021.2.4)
電子契約・電子署名の概要と課題Ⅲ
国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 鈴木 絢子
- 06 **令和3年度・4年度 広報員紹介**
- 07 **東北楽天ゴールデンイーグルス主催冠協賛試合
土地家屋調査士制度制定70周年記念ナイター**
- 09 第12回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告 その2
- 13 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.93
新潟会/福岡会
- 16 厚生労働省から法律改正のお知らせ
法律・会計に係る業務を行う士業のみなさまへ
- 18 土地家屋調査士制度制定70周年対談企画
「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」③
- 22 第19回衛星測位と地理空間情報(G空間)フォーラム
- 24 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 26 会務日誌
- 29 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム
調査士カルテMap
- 30 公嘱協会情報 Vol.152
- 31 土地家屋調査士の皆さまへ
所得補償保険
- 32 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 33 ちょうさし俳壇
- 34 ネットワーク50
鳥取会
- 35 編集後記

電子契約・電子署名の概要と課題Ⅲ

国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 すずき あやこ
鈴木 絢子

- はじめに
- I 電子契約
- II 電子署名
- III 新しい電子署名サービス
- IV 法的効果に関する見解と課題
- おわりに

出典：国立国会図書館
「電子契約・電子署名の概要と課題(執筆者：鈴木絢子)」
『調査と情報—ISSU EBRIEF—』No.1135 (2021.2.4)
< https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11629563_po_1135.pdf?contentNo=1 >

Ⅲ 新しい電子署名サービス

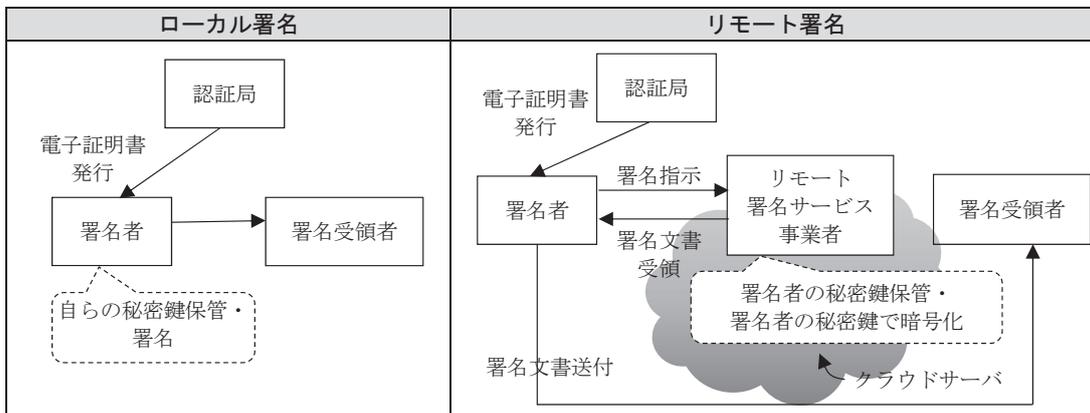
1 リモート署名

電子署名法の制定(平成12年)当時は、図1のように、署名者が、秘密鍵が格納されたICカード等を手元に保管し、自身の環境下で署名を行うことが想定されていた(これを「ローカル署名」という)。しかし、近年のクラウドサービスの普及やマルチデバイス化を背景に、署名者の秘密鍵をクラウドサーバに保管し、署名者の指示に基づき、クラウド上で第三者が署名者の秘密鍵を用いて暗号化を行う「リ

モート署名」が普及しつつある(図3)³⁹。

リモート署名のメリットとしては、一定のネットワーク環境があれば、端末を選ばずにデジタル署名を利用できること、ICカードの紛失等のリスクがなくなること等がある⁴⁰。リモート署名では、本人以外が不正に署名できないよう、高度なユーザー認証とセキュリティが求められる。日本では、日本トラストテクノロジー協議会が、秘密鍵の管理や運用等に関して、リモート署名サービス事業者が参照すべきセキュリティ基準を示した「リモート署名ガイドライン」を公表している⁴¹。

図3 ローカル署名とリモート署名の例



(出典)日本トラストテクノロジー協議会「リモート署名ガイドライン」2020.4.30, p.9. 日本ネットワークセキュリティ協会 <https://www.jnsa.org/result/jt2a/data/RemoteSignatureGuide_All-r1.pdf>を基に筆者作成。

2 立会人署名型

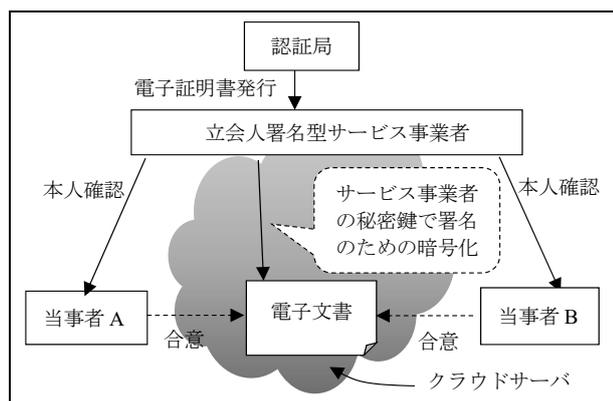
電子契約において、取引の相手方にも契約書となる電子文書へのデジタル署名を求める場合、相手方にも電子証明書の取得等を行っていただかなければならず、電子契約導入の大きな障壁となってきた。そこで近年、電子契約の際に、契約当事者のデジタル署名でなく、第三者であるサービス事業者が、立会人的な立場で自身のデジタル署名を用いる、「立会人署名型」⁴²の電子署名サービスが普及している(図4)。立会人署名型は、その簡便さから、日本の電子署名市場の過半を占めているとされる⁴³。

立会人署名型の仕組みとして一例を挙げる。まず、契約の当事者Aが、サービス事業者の提供するクラウドサーバに、契約書となる電子文書をアップロードする。すると、相手方として指定した当事者Bのメールアドレス宛てに、当該電子文書へのアクセスURLが記載されたメールが届く。当事者Bはメールに記載されたURLにアクセスして、合意の意思を示す操作をする。これにより契約が締結される。

契約締結と同時に、サービス事業者から当事者A及びB宛てに、サービス事業者のデジタル署名が付与された契約書のファイルがメールで届く⁴⁴。

この例では、当事者A及びBのデジタル署名を用いない代わりに、二要素認証⁴⁵や利用者のアクセスログ等を使い、本人確認や意思の確認が行われる。

図4 立会人署名型の例



(出典)高橋郁夫ほか編『即実践!! 電子契約—電子契約・DX・文書管理(文書の電子化)の導入から運用まですべてを体験できる—』日本加除出版, 2020, pp.323-325 等を基に筆者作成。

IV 法的効果に関する見解と課題

近年利用されるようになってきたリモート署名や立会人署名型の電子署名は、電子署名法に基づく電子署名に当たるかが不明確であり、企業からは明確化が求められていた。

この点につき、総務省・法務省・経済産業省は、令和2年5月の成長戦略に関する会議において、「論点に対する回答」と題する報告を行い、リモート署名には電子署名法第2条第1項、第3条が適用され得るが、立会人署名型は「本人による電子署名」には当たらず、第3条の推定効は働き得ないとの考えを示した⁴⁶。これに対して、立会人署名型の取扱いについては、使い勝手の観点から再考を促す意見が出されていた⁴⁷。

総務省・法務省・経済産業省は、立会人署名型に関する解釈を見直すとともに、リモート署名も含め、法適用の要件を詳細化する形で、令和2年7月に「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A(電子署名法2条1項に関するQ & A)」(以下「2条1項Q & A」)⁴⁸を、続く9月に「同(電子署名法3条に関するQ & A)」(以下「3条Q & A」)⁴⁹を発表した。

1 2条1項Q & A

リモート署名や立会人署名型は、直接的にはサービス事業者が、利用者の指示に基づき署名のための暗号化を行っている。このことから、電子署名法第2条第1項の要件である、「①当該情報が当該措置(電子署名)を行った者により作成されたことを示すものであること(本人性)」について、「当該措置を行った者」(署名者)が利用者なのか、サービス事業者なのかが問題となる。

この点について、2条1項Q & Aでは、物理的にはA(サービス事業者)が署名のための暗号化を行った場合であっても、B(契約当事者)の意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく暗号化が行われたと認められる場合であれば、署名者はBであると評価することができるとの考えが示された。

また、立会人署名型についても、サービス事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であって、さらに付随情報⁵⁰を用いて、暗号化が利用者の意思に基づいた措置であることが明らかになる場合には、署名者は利用者として評価でき、①の要件を満たすと考えられるとした。

2 3条Q & A

リモート署名や立会人署名型の電子署名サービスが、電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するかという点については、3条Q & Aにより、該当し得るとの見解が示された。

第3条は、一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書は、真正に成立したものと推定するとい

う規定であり、電子署名の要件として、第2条第1項の①本人性、②非改ざん性(Ⅱ章1節(2)の(ア))のほか、本人だけが行うことができるもの(同(イ))という要件が加重されている。

この趣旨に照らし、3条Q & Aは、第3条の適用には相応の技術水準が要求されるとして、第2条第1項に関する前節の要件に加え、「暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められる」場合(Q & Aでは、これを「固有性の要件」と呼ぶ。)には、3条の規定する電子署名に該当するとの見解を示した。そして、これらの要件に適合する電子署名は、立会人署名型であっても第3条の電子署名に該当し得るとされた。

どのようなサービスであれば「固有性の要件」を満たすのかについては、a)利用者サービス事業者の間で行われる認証プロセス、b)サービス事業者内部のプロセスに分けた上で、両プロセスが十分な固有性を満たしていることが必要であるとした。a)の例として、二要素認証が導入されていること、b)の例として、リモート署名では、暗号の強度や利用者ごとの個別性を担保する仕組み(例えばシステム処理が当該利用者に紐付いて適切に行われること)等が挙げられている。そのほかにも、各プロセスにおける固有性の水準評価の参考となるガイドライン等⁵¹が示された。

実際の裁判において第3条の適用が認められるかは、個別の事案に応じて裁判所が判断するが、3条Q & Aにより、リモート署名に加え、立会人署名型であっても第3条の電子署名に該当し得ることが明らかになった。また、裁判所の認定を得るために必要と考えられる技術水準の目安が、各種ガイドライン等を参照する形で示されたことの意義は大きいと言えよう。

39 日本トラストテクノロジー協議会「リモート署名ガイドライン」2020.4.30, p.8. 日本ネットワークセキュリティ協会 <https://www.jnsa.org/result/jt2a/data/RemoteSignatureGguide_All-r1.pdf>

40 「トラストサービスに関する主な検討事項」(プラットフォームサービスに関する研究会トラストサービス検討ワーキンググループ(第1回)資料1-2)2019.1.31, p.9. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000597573.pdf>

41 日本トラストテクノロジー協議会 前掲注(39)

42 同様の類型を指す呼び名として、クラウド型、事業者署名型等がある。ただし、クラウド型については、クラウドを利用したリモート署名(当事者の秘密鍵による署名)を指す場合と、クラ

ウドを利用した立会人署名型(事業者の秘密鍵による署名)を指す場合がある。

43 「電子署名 脱ハンコで急拡大3年後200億円市場に」『日本経済新聞』2020.10.13.

44 高橋ほか編 前掲注(11), pp.323-325; 弁護士ドットコム株式会社クラウドサイン事業本部「クラウドサインによる電子契約の締結等に関する説明書 第5版」2020.10.22, pp.3-7. <https://www.cloudsign.jp/pdf/litigation_support_documents.pdf>

45 本人確認に異なる要素を2つ組み合わせる方法。利用者が、あらかじめ登録されたメールアドレス及びログインパスワードの入力に加え、当該メールアドレスの利用以外の手段(スマートフォンへのSMS送信や手元にあるワンタイム・パスワード生成機器の利用等)により取得したワンタイム・パスワードの入力を行うことにより、認証を行うものなどが挙げられる。

46 法務省ほか 前掲注(3)

47 「第10回成長戦略ワーキング・グループ議事概要」2020.5.12, pp.29-35. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/gijiroku0512.pdf>>

48 総務省ほか「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A (電子署名法2条1項に関するQ & A)」前掲注(3)

49 総務省ほか「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A (電子署名法3条に関するQ & A)」前掲注(3)

50 例えば、二要素認証や利用者のアクセスログ等。

51 例えば、a)については、Paul A. Grassi et al., “NIST Special Publication 800-63-3: Digital Identity Guidelines,” 2017.6. <<https://doi.org/10.6028/NIST.SP.800-63-3>>; 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20190225kettei1-1.pdf>> 等が、b)については、日本トラストテクノロジー協議会 前掲注(39); Cryptography Research and Evaluation Committees 「暗号鍵管理システム設計指針(基本編) 第1版」2020.7. <<https://www.ipa.go.jp/security/ipg/documents/ipa-cryptrec-gl-3002-1.0.pdf>> 等が挙げられている。

令和3年度・4年度

広報員紹介



広報キャラクター
「地蔵くん」

毎月お手元に届く会報『土地家屋調査士』は、会員の皆様に各種情報を伝達、周知を目的として、広報部事業の一つとして発行しております。

ここに新たに就任された広報員8名を紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



いしせ まさき
石瀬 正毅 (東京会)

この度、関東ブロックから広報員として選任されました東京会の石瀬正毅と申します。今回で三期目となります。引き続き、有意義な情報提供に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



にしむら かずひろ
西村 和洋 (滋賀会)

この度、広報員として委嘱いただきました滋賀会の西村です。近畿ブロックと連合会とのパイプとして、新鮮かつタイムリーな情報の提供ができるよう頑張ります。



おおほし まさし
大星 雅司 (石川会)

太平洋から日本海までを縦断してしまう中部ブロックは明治期の地籍作業の進め方から多様性に富んでいました。そのような地域から様々な人の視点に立って情報をお届けしたいと思っております。



なかがわ ひでゆき
中川 秀幸 (山口会)

土地家屋調査士登録4年目、先輩方からの大丈夫の言葉を胸にがんばっているうちに広報員となっていました山口会の中川です。楽しみながら勉強させていただきたいと思っております。二年間よろしくお願いいたします。



まつむら みつてる
松村 充晃 (熊本会)

会員の皆様、土地家屋調査士制度発展の一助となるように、未来に向かって進み続ける世界の速度に置いていかれないように、時代のニーズに合う、広報員でありたいと考えています。



やまぐち かつやす
山口 勝康 (山形会)

震災から10年を迎えた東北ブロックの広報員として、自分も楽しみながら広報活動に取り組みたいと思っております。取材の際はご協力よろしくお願いいたします。



すずき まさゆき
鈴木 正幸 (函館会)

この度、北海道ブロックから広報員を担当することになりました函館会の鈴木と申します。北海道の魅力を伝える手伝いができればと思っておりますので、全国の会員の皆様よろしくお願いいたします。



おかばやし ゆき
岡林 友紀 (高知会)

四国ブロックの広報員に選任されました高知会の岡林です。土地家屋調査士登録をした年に高知会広報部に入って早9年目となりました。至らない点もあるかと思っておりますが、皆様よろしくお願いいたします。



東北楽天ゴールデンイーグルス主催冠協賛試合

土地家屋調査士制度制定 70 周年記念ナイター

広報員の任期もほぼ終わり、コロナ渦のため、各地に取材に行くことができませんでしたが、最初で最後の現場での取材活動に行ってきました。

8月18日(水)、宮城県土地家屋調査士会(以下宮城会)と同会の仙台支部(以下仙台支部)共催の「土地家屋調査士制度制定70周年記念ナイター」に参戦してまいりました。本来であれば、昨年の4月に開催を予定していたのですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されてしまい延期になっていました。

宮城会と仙台支部の関係者の皆様のご苦勞を感じながら、取材をしましたので、ご報告させていただきます。

なお、宮城県が8月20日(金)から「まん延防止等重点措置」となったため、人数制限になる前に開催することができて、宮城会及び仙台支部の方々もほっとしておりました。

前日は、雨のため試合が中止になってしまいましたが、当日は皆さんの日頃の行いがよいため天気も味方になり無事に開催されました。熱気のせいなのか？気温も高く、日差しも強いいいお天気で、ナイターでよかったと思いました。

事前の球場入りは、「夕方5時くらいでよいですよ。」との案内があったのですが、4時半頃には球場に入りました。しかし、既に宮城会会長のラジオ出演や、くじのイベントは終わっており、もう少し早く来ればよかったと、後悔しました。

東北楽天ゴールデンイーグルス主催 冠協賛試合

土地家屋調査士 制度制定 70 周年記念ナイター

球場のどこを見渡しても「土地家屋調査士」のロゴでいっぱいになった壮観な雰囲気をお楽しみください！！

東北楽天ゴールデンイーグルス
VS
福岡ソフトバンクホークス

8月18日(水)
18:00
試合開始

楽天生命パーク宮城
(宮城野原運動公園内)

個人・団体協賛頂いた方には
各種特典をご用意しております！

詳しくはこちら

<https://forms.gle/hFRmaTHuNVP5cNKV6>

運用期間：
7月10日～7月25日

※ 交通手段は楽天イーグルスオフィシャルサイトも参照ください。
http://www.rakutenagles.jp/stadium/
※ スタジアム内は完全キャシュレスになります。
事前にキャッシュレス決済またはクレジットカード等をご準備下さい。
共催 宮城県土地家屋調査士会
協賛 仙台支部土地家屋調査士会 仙台支部
後援 公益社団法人宮城県公共職労協賛土地家屋調査士協会

球場の入り口からその周り、球場の中に多くの「土地家屋調査士」の言葉があふれており多くの方にアピールすることができ、素晴らしい広報活動だと思いました。試合開始前の選手入場の際には、バックスクリーンに会員さんのご家族が写しだされ、ベンチ前でもその方が出迎えをして、そこでもアピールができていました。

始球式は、仙台支部長の松岡さんが行いました。

数年前、宮城青調会、岩手青調会、福島青調会のソフトボール大会での投球の記憶があり、さぞ素晴らしい始球式になるとワクワクしていましたが、あれ、遅い？野球、やっていましたよね？79km??といろいろと期待を裏切る始球式があり、試合開始となりました。

楽天の先発はルーキー「早川投手」。対するソフトバンクホークスは「千賀投手」でした。1回表、2アウトから、ヒットが続き2失点。2回表、更に1失点。序盤、楽天が点を取られてしまいました。その後、両チームとも点が入らないまま試合は経過しました。序盤の失点がそのままの結果となり、0対3で敗戦となってしまいました。が、「土地家屋調査士」のアピールでは完全勝利だったと思います。

試合中、バックスクリーンには、宮城会、仙台支部さんが作成した動画が何度も放送され、球場内のいたるところに「土地家屋調査士」の文字がありました。観客の中には、「土地家屋調査士」ってなに？と思っていた方もいたかとは思いますが、その動画のなかには、「土地家屋調査士」の業務の説明もあり、分かりやすかったと思います。

また、この試合のスポンサーということもあり、宮城会会長から、なかなか入ることができないVIPルームへのお誘いもあり、入ることができました。コンシェルジュというか、執事の方がいて、至れり尽くせりであり、エアコンが効いた涼しいところで観戦もできました。ありがとうございました。

試合模様は、BSテレビ東京でも放送されていたようで事前に土地家屋調査士の方々が、FacebookなどのSNSで告知してくださっていたため、全国

各地で多くの同業者や野球ファンの方にも見てもらうことができたと思います。

その夜のスポーツニュースや、翌日のスポーツニュースでも、「土地家屋調査士」の文字が映り、ここでもアピールができました。

東北楽天ゴールデンイーグルスのホームページでもこの日の試合結果を検索すると、「土地家屋調査士」が掲載されています(8月28日現在)。

冠試合はその日だけですが、その日、入場していただいた観客の皆さん、球場の周りを通りかかった方、たまたまテレビでその試合を見た視聴者の方、球場内のスタッフや選手の方々、多くの方に「土地家屋調査士」のアピールができ、素晴らしい広報活動ができたのではないかと思います。

これだけのことを行うには、金銭的にも人的にも多額の費用、時間が必要なのは分かりますが、是非、同じようなイベントがどこかの会でも開催され、広報活動が広がり、「土地家屋調査士って何している人？」という人が一人でも少なくなることを祈っております。

宮城会さん、仙台支部さん、写真の提供ありがとうございました。

最後に、二年間、日調連の広報部広報員を務めていましたが、コロナ渦のためほとんど取材活動ができませんでした。一日も早く、人々の移動がもう少し容易にできるようになり、次期広報員の方が取材に行けるようになることを願っております。

広報員 渡部宏(福島会)



第12回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告 その2

全国一斉不動産表示登記無料相談会が、令和3年も「土地家屋調査士の日」である7月31日を中心に実施されました。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、緊急事態宣言が発令中の都道府県もある中、大変厳しい状況での開催となり、中止を余儀なくされた土地家屋調査士会もありました。

このような状況下ではありましたが、各ブロック協議会を代表して下記の土地家屋調査士会から寄稿いただきましたので、当日の様相や相談会周知への取組などを2回にわたり掲載いたします。

神奈川県・滋賀会・広島会・石川会・宮崎会・宮城会・旭川会・高知会

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

令和3年 全国一斉不動産表示 登記無料相談会

神奈川県土地家屋調査士会
広報部次長 金子 力也

今年度もコロナ禍での表示登記無料相談会の開催となり、昨年同様、感染拡大防止対策を徹底した上、令和3年7月30日(金)の午前10時から午後4時まで、神奈川県土地家屋調査士会館(以下「本会」という。)1階と3階会議室での開催となりました。

昨年からの継続事項

①時間指定完全予約制で相談内容も事前に受けられるか検討

例年は、司法書士兼業会員及び神奈川県弁護士会の弁護士の方にも協力してもらい、幅広く相談に対応できる体制で開催しておりました。しかし、昨年同様、今年度も少数の本会役員のみで対応することとなりましたので、相談時間30分程度の事前予約制とし、また、土地家屋調査士業単独での回答が可能か検討するため、相談概要を予約受付票に記入していただきました。

②感染予防策を徹底

相談者にはマスク着用を厳守していただき、来会時のアルコール消毒を徹底

相談員はマスク及びフェイスシールドの着用を徹底

相談室は常時換気し、相談者と相談員の間にはアクリルボードを設置

例年同様事項

①アンケート(相談事項記入カード)を作成

相談者のニーズをつかみ、より良い相談会とするため、相談事項記入カードを作成、集計、分析をしています。

今年の傾向、課題

昨年に引き続き今年もコロナ禍での開催となってしまい、相談予約件数9件(内2件キャンセル)と昨年と同程度の件数となりました。相談件数につきましても昨年同様余裕があったので、来年度以降も今年度のような非常事態状況での開催時データとして参考になればと思います。

来場者の傾向としては、本会への問合せやホームページを訪問してといった能動的に行動し来場さ

れた方が半数以上でした。

タウンニュースやポスター等をきっかけに訪問した方の数は昨年と大きく変動していません。

内在的に問題・不安を抱えていらっしゃる方は積極的に行動し情報を集めますが、これが無い方は普段の生活で意識的に広告を見ることもないのではと思います。積極的な啓発活動を行い境界意識が高まれば相談件数に変化があるかもしれません。



相談者に関するデータ(抜粋)

開催日		令和2年 7月31日	令和3年 7月30日
相談件数(件)		8	7
来会時間	午前	4	5
	午後	4	2
性別(人) (注1)	男性	5	5
	女性	3	2
	未記入	0	0
年齢層(人) (注1)	10代	0	0
	20代	0	0
	30代	0	0
	40代	1	0
	50代	1	4
	60代	2	1
	70代	3	2
	80代	1	0
	90代	0	0
相談者の住まい	県内(横浜市)	7	7
	県内(横浜市以外)	1	0
	県外	0	0
	未記入	0	0

開催日		令和2年 7月31日	令和3年 7月30日
相談件数(件)		8	7
相談地の所在 (注2)	県内	6	7
	県外	2	0
	未記入・該当なし	0	0
来会のきっかけ (人)	新聞記事	0	0
	ポスター	1	1
	ホームページ	3	3
	タウンニュース	2	1
	通りすがり	0	0
その他・未記入	2	2	
相談分野(件) (注3)	表示登記に関する相談	6	6
	権利登記に関する相談	0	0
	不動産管理等に関する相談	0	0
	建築に関する相談	0	0
	空き家に関する相談	0	0
	その他(費用など)	2	1

(注1) 夫婦など複数名で相談に訪れた相談者は代表者を記載。

(注2) 一般的な費用の相談など該当項目がない場合は、「未記入・該当なし」にカウントした。

(注3) 複数の分野にまたがる相談の場合は、代表する項目をカウントした。

全国一斉不動産表示登記無料相談会を終えて

石川県土地家屋調査士会
社会事業部長 山副 竜朗

全国一斉不動産表示登記無料相談会を7月31日(土曜日)土地家屋調査士の日に電話相談の形式で行いました。

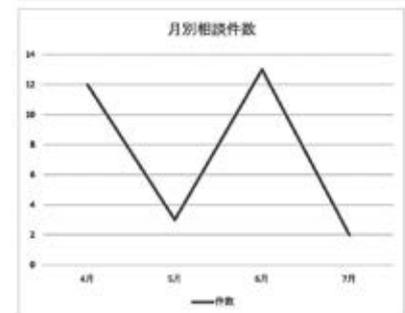
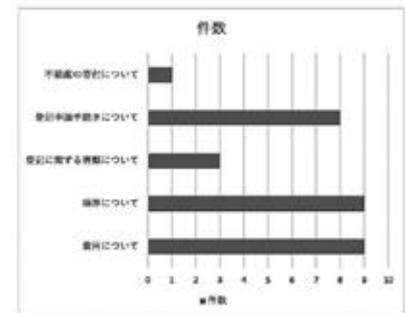
午前の部と午後の部でそれぞれ中島会員、舘会員、前田会員、有川副会長と会館において対応いた



しました。当日は電話での相談1件で登記費用についてと登記の手続についての相談でした。コロナ禍でできる対面ではない方法での相談形式としましたが、図面や資料などを見て相談することが課題として出てきました。しかしながら、令和3年度の石川会に寄せられる電話の相談内容を分析すると、相談をした方々が結果に納得していることが多く、これも先輩会員、役員の皆さんが普段の電話相談でも丁寧な対応をしていることから全国一斉不動産表示登記無料相談会で集中した相談にはならなかったのかと思いました。

相談会を終えて今年度の石川会に寄せられた電話相談内容をグラフ化しました。グラフのとおり意外にも相談内容が限られており、また相談の月別件数も波があるこ

とから、更に電話相談のデータをまとめて、コロナ禍前と後の相談内容の傾向を見ることは対策として有効だと感じました。



傾向が分かることによりコロナ禍でできることがあるのでは！と感じた無料相談会でした。

全国一斉不動産表示登記無料相談会について

滋賀県土地家屋調査士会
大津支部 宇土 祐太郎

令和3年7月31日に滋賀県土地家屋調査士会では、不動産表示登記無料相談会を草津市と彦根市の2会場にて開催しました。計16件の相談が寄せられ、不動産表示登記への高い関心を感じました。

中でも最も多い相談内容は隣接地との境界についての相談でした。隣接地所有者とのトラブルや代替わりによって境界線が分からない等の相談内容が見受けられました。

滋賀県に限ったことではありませんが、隣接地との境界について境界標や構造物が一切なく、昔からの名残で境界線は曖昧なままにしているがゆえ、代替わりによってトラブルに発展されている方もいました。飽くまで記憶の範囲ですが以前の境界よりも隣接地が建て替え等の工事の際に越境してきたと感じている方もおられました。多くは地積測量図の備付けがないケースであり、復元不能な分筆申告図や建築確認の図面でしか境界(所有権界)を把握しておりませんでした。法14条地図の備付けも滋賀県はいまだごく一部の地域しか実施されておらず、地図混乱地域も存在することから、今後同様の相談は後を絶たないものと考えられます。

建物登記の関係では滅失登記の未了や増築を原因とする建物表題部変更登記が未了であるという相談も多く見受けられました。固定資産税台帳が変わっているため登記も当然に変わっているものと考えていた方もおられ、売却等の処分を検討して初めて登記記録が現況と合っていないことに気付く方が多いようでした。その他では相続登記や農地転用手続、また固定資産税についての相談等、土地家屋調査士の業務外の相談も多数いただきました。

以上の方の多くは土地・建物の処分を検討されて初めて登記記録を確認された方、また境界について考えられた方が多く、登記記録と現況が合っていないことや境界確認についてどこに相談したらいいのか分からなかったとの声をいただきました。不動産会社に相談して初めて土地家屋調査士の存在を知る方がほとんどのようで、今後より一層、土地家屋調査士の知名度向上及び業務内容の周知が必要であると感じました。

制度PRの面で今回のような無料相談会の実施は大きな宣伝になると感じました。また、今回は役所や法務局で相談会の存在を知った方より新聞への折込チラシで知った方が大半でありました。役所や法務局でのPRはもちろんですが、費用対効果の面はあるとはいえ、折込チラシや新聞広告等で広く一般的に認知していただく術としては今後とも続けていく意味はあるかと思いました。

また、今回はコロナ禍の下での相談会であり、Zoomを使用したオンライン相談も同時並行で行い

ました。こちらもオンラインでの対応は正直なところ不慣れではありませんでしたが、当日1名の相談者があり、今後の無料相談会の実施方法を考える上でも大変意義があったと思います。

私自身、今回初めて無料相談会に相談員として参加させていただきました。通常業務ではある程度の作業の方向性が決まっていますが、相談会については、その前の段階の相談が多く、私自身も勉強になることがありました。一般の方にとって相談する場所があるということは安心できることと思います。今後もこうした相談会を継続して、場合によっては更に頻度も上げて開催を検討してもいいのではないかと思います。

アロハの救世主降臨

宮崎県土地家屋調査士会
副会長 吉田 孝昭

私たちの元にアロハを着た救世主が降臨した際のお話です。

これまでの「全国一斉不動産表示登記無料相談会」といえば、ポスターを掲示した本県調査士会館の一室でベテランの土地家屋調査士が一人、ぼつねんと机に着き、ほとんど来る当てのない相談者の来訪を待って日がな一日をのんびりと過ごしたものでした。

ところが、今日は何ということでしょう。法務局の一室に5つ設けた相談ブースは朝から全て埋まりっぱなしです。入り口から廊下にかけては何組もの相談者が“まだですか？”の気持ちを前面に表

して待っています。この一刻も早くブースに入りたい相談者と、この際だからいろんなことを聞いておこうというブース内の相談者を見事に捌きつつ、アロハ姿で会場を闊歩する長身痩躯の総括登記官こそが、そう、密やかだった年中行事を宮崎県民の無料相談会の場へと育ててくださった“アロハの救世主”なのです(本当はアロハではなく上等の“かりゆし”だと思えます。大変申し訳ありません。)

思い起こせば、アロハの救世主との協議はその4か月前に遡ります。「日調連から無料相談会の協力要請が来ていますが、法務局としてもしっかりバックアップしたいと思います。一つ盛大に行いましょう！」とのご発声の下一

“会場として法務局の会議室を提供します。控室と併せて2室準備します。

テーブル、椅子、パーテーションも法務局にあるものをお貸ししましょう。

強力なPRが必要ですね。宮崎市内は回覧板で回してもらおうのでしょうか。

新聞も効果的ですね。いやテレビでも何回か流さないと…。”

目を丸くしている局長と私を尻目に次々と集客のアイデアを出していただきました。いや、アイデ

アだけでなく、テレビや新聞など率先して手続を進めていただいたのです。

その結果が前記のとおり大変な盛況ぶりで一つの相談当たり1時間と目論んでいたスケジュールが“30分でチェンジ!”の声が掛かるほどでした。

終わってみると5ブースで63件もの相談を処理していました。

それでも「満員で相談ができなかった」、あるいは「相談時間が短く十分に話ができなかった」などのアンケート回答を受け、さすがに次の年は、テレビ報道を取りやめるなど広報を縮小し、事前予約制にしましたが、28件の相談を無事に処理して前年同様に土地家屋調査士の知名度アップと社会貢献につながることができました。

何しろ、法務局の施設を使う行う相談会なので、土地家屋調査士会館で行う相談会と比べて知名度や安心感が違いますし、案内のパンフレットに法務局協賛の文字があるだけで信頼度が増します。この制度を広く知らしめることで、土地家屋調査士という士業があって境界や登記に関わる専門家が相談に乗ってくれるんだと強くアピールできます。

この翌年、とうとうアロハの救世主は遠くへと異動してしまいま

したが、法務局の協力体制はしっかりと引き継いでいただきました。翌年以降も、総務課と総括登記官を窓口として、開催までの工程や広報の方法を協議させていただいております。

残念ながら、昨年は、新型コロナウイルス感染症対策でブースは二つに縮小、今年も2ブースで準備を進めていたものの、まん延防止措置が適用されたことにより開催の中止を余儀なくされました。

アロハの救世主に残していただいた足跡が消えないように、また、来年こそは再び盛大に行えるようにと願っております。



愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 93

新潟会

『愛しき我が新潟県を紹介します!』

新潟県土地家屋調査士会 広報部長 飯吉 弘晃

新潟会は、新潟支部・下越支部・長岡支部・三条支部・十日町支部・柏崎支部・上越支部・佐渡支部の八つの支部からなる組織です。

この度、当会を代表して、筆者が考える新潟県の魅力について幾つかご紹介させていただきます。

新型コロナウイルスが流行しているこのご時世ですが、新潟県を訪れる際に参考にしていただければ幸いです。

新潟県の四季

新潟県は海、山、川といった豊かな自然にあふれ、春夏秋冬の表情がはっきりしています。季節ごとに美味しいものがあり、また四季が織りなす景色を味わえる自然豊かな名所もたくさんあります。

【春 花咲く新潟の春!】

新潟県は、チューリップの産出額が日本一であり、県の花として指定されています。

春は各地でチューリップが咲き誇り、五泉市菓本地区や国営越後丘陵公園等、チューリップの名所にはたくさんの人で賑わいます。

また、筆者の地元、上越市では、高田城址公園の観桜会が有名であり、日本三大夜桜の一つといわれています。

その他にも、佐渡市のトビシマカンゾウや五泉市の水芭蕉等、花の名所がいっぱいです。

【夏 越後三大花火!】

新潟県の夏は、各地で花火大会が開催されます。特に有名なものが、越後三大花火(海の柏崎・川の長岡・山の片貝)です。

ぎおん柏崎まつり海の大花火大会(海の柏崎)は、みなとまち海浜公園の広大な砂浜を主な観覧会場とした海と空を舞台にした花火です。

長岡まつり大花火大会(川の長岡)は、古くから続

く歴史ある花火大会であり、信濃川河川敷が絶好の観覧エリアです。

浅原神社秋季例大祭奉納大煙火(山の片貝)は、浅原神社の裏手の小高い山で花火が打ち上げられ、なんとといっても、正四尺玉(直径4尺(約120cm))が有名です。

夏の夜空に咲く大輪の花、新潟の夏の風物詩の一つです。

【秋 紅葉が彩る新潟の秋!】

新潟は、紅葉の名所もたくさんあります。

妙高市の苗名滝は、日本の滝100選に選ばれている滝で、鮮やかな紅葉が織りなす景色は絶景です。また、落差55mから豪快に流れ落ちる滝は、別名「地震滝」とも呼ばれ、水量が増える春もまた、迫力があり魅力的です。

新潟市の北方文化博物館は、越後の大地主伊藤家の旧大邸宅を保存・公開しています。

この大邸宅は8,800坪の敷地を有しており、自然豊かな庭園は、四季折々の風情ある表情を楽しめます。

秋の時期の庭園は、美しい紅葉に彩られ、大広間から眺める彩りは必見です。また、夜間はライトアップも行われ、神秘的な空間が魅力的です。

【冬 豊富なウィンタースポーツ施設!】

新潟県は、豪雪地帯で有名であり、辛く厳しい冬のイメージを持たれる方も多いと思います。

今年の1月も記録的な大雪が降り、各地で雪による事故が多発し、災害救助法が適用される等、甚大な被害をもたらしました。

しかし、古くから厳しい冬や大地震を乗り越えてきた新潟県民は、粘り強く、災害や困難には決して負けません。

逆に、十日町雪まつりをはじめ各地で雪を題材とした祭りやイルミネーションが開催されます。

また筆者の地元、上越市は、日本スキー発祥の地であり、今から約110年前、当時のオーストリア・ハンガリー帝国の軍人、レルヒ少佐が日本で初めてスキーの指導をした場所として有名です。上越市の金谷山スキー場では、毎年2月にレルヒ少佐をオマージュしたレルヒ祭が開催されます。

その他にも、新潟県内には、多数のバラエティに富んだスキー場等のウィンタースポーツ施設が充実

しており、県内外から大勢の観光客が訪れます。

この他にも新潟県は、皆さんの知られざる魅力がたくさんあります。

新型コロナウイルスへの感染予防対策をした上で、観光されてみるのもよろしいのではないのでしょうか(その際は、各種施設やイベントの内容及び実施の有無等に変更があるかもしれませんので、事前に確認してください。)

福岡会 『福岡会の広報活動』

福岡県土地家屋調査士会 広報部 古屋 淳

現地作業中に一般の方に話し掛けられた時や立会依頼をする際に「土地家屋調査士」と聞いて、「あー境界の測量をされている方ですね」と答える人は稀です。多くの場合は「国勢調査ですか?」、とか「測量士ですね」、「家の診断ですか?」はたまた「探偵かなにか?」と訝しがられることもありました。

私は土地家屋調査士会に入会して、会員の方から「土地家屋調査士は知名度が低い」と聞いてずいぶん年月がたちますが、知名度が上がってきたな、と実感する機会は今も多くありません。けれども、私はこの度、広報部の一員となりましたので、連合会や各土地家屋調査士会の皆様の広報活動を見習いながら、知名度アップを目指します。

さて、テーマであります福岡会の広報の取組を紹介します。

まず、無料相談会を実施しています。総務省九州管区行政評価局が繁華街の百貨店において開設している「くらし・行政相談コーナー」へ参加しています

ので、市民に近い場所での地域貢献となり、広報にもなっています。ほかに、7月31日の「土地家屋調査士の日」、10月1日の「法の日」にちなみ、新聞広告による告知や行政機関広報誌への告知広告を行い、無料相談会を実施しています。しかしながらコロナ禍の影響もあり、対面での相談という訳にはいかず電話相談としました。

次に、福岡市に本部を置く西南学院大学法学部の学生を対象として社会連携講座を開講しています。会員から講師を選任し、9月～翌年1月にわたり毎週1時限の授業を行っています。これは、将来様々な道に進んでいく若い世代に土地家屋調査士を知ってもらう機会であり、ひいては土地家屋調査士を目指すきっかけになれば嬉しいかぎりです。しかし、これもコロナ禍の影響があり、昨年に続き今年もWEBでの講義となります。

続いて、土地家屋調査士制度制定70周年記念事



無料相談会 電話相談



令和元年度 対面授業 西南学院大学



令和2年度 WEB授業 県会事務局

業です。今年は71周年では？というツッコミはご容赦ください。70周年記念事業を延期した、ということです。2021年開催の東京オリンピックも“TOKYO2020”でしたよね。記念事業として講演やグッズ作成を進めています。ほかにも、制度広報のポスター設置やホームページ掲載のQ&Aの見直し、地域貢献活動のバックアップをしていきます。

原稿を書いている今も我が地元の福岡県を含め幾つかの地域は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置となっています。多くの人が集うイベントや対面は難しい状況ですが、外に対しては土地家屋調査士会と社会の架け橋となり、内に対しては土地家屋調査士会と会員の潤滑油となり、広報活動を努めていこうと思います。

〇〇・とち・あかし
社一〇〇〇

境界 専門 家

境界の専門家 といえは

**土地家屋
調査士です!!**

「土地家屋調査士から境界立会を
求められたらご協力をお願いします!
ご自身の財産管理にもつながります!」

福岡県土地家屋調査士会 TEL.092-741-5780
福岡市中央区舞鶴3-3-4 ライフピア舞鶴201 www.fukuoka-chousashi.or.jp 調査士会 福岡 県 関
福岡専門職団体連絡協議会所属

厚生労働省
から法律改正の
お知らせ

法律・会計に係る業務を行う 士業のみなさまへ

令和4年10月から 5人以上の従業員を雇用している 士業の個人事業所は 社会保険への加入が必要です。

- 令和4年10月から、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、厚生年金保険・健康保険の強制適用事業所になります。
- 強制適用事業所になると、対象となる従業員の方を被保険者にする必要があります。
- 新規適用届、被保険者資格取得届等の届出が必要となります。

適用の対象となる士業

弁護士 沖縄弁護士 外国法事務弁護士 公認会計士 公証人 司法書士
土地家屋調査士 行政書士 海事代理士 税理士 社会保険労務士 弁理士

被保険者となる方

- 適用事業所となる場合、以下の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

- ① **正社員の方**
- ② **パート・アルバイト等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上である方**

※厚生年金保険は、原則70歳に達するまでの加入となります。

※外国人であっても加入要件を満たした場合、国籍を問わず被保険者になります。

- 個人事業所の事業主の方は厚生年金保険・健康保険の被保険者になりません。ご注意ください。



個人事業所の適用に関するQ&A

Q1 社会保険への加入に必要な届出は何ですか？

A 日本年金機構（事業所の所在地を管轄する事務センター等）に「新規適用届」と「被保険者資格取得届」の提出が必要です。この他、「被扶養者異動届」などが必要になる場合もあります。申請に関する詳細については、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150311.html>)

また、提出には是非電子申請をご利用ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)



〔新規適用の手続〕 〔電子申請〕

Q2 「常時5人以上の従業員」にはどのような従業員が含まれますか？

A 正社員に加え、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が、同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上の従業員となります。（従業員には、パート・アルバイトを含みます。）

※日々雇い入れられる方などの「常時使用される」者でない場合は、含まれません。詳しくは、日本年金機構HPをご参照ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.html>)



Q3 共同代表の場合、社会保険の手続きはどのようになりますか？

A 従業員と雇用契約を締結している代表者が、その雇用している従業員の人数などの雇用状況に応じて、事業主として手続きを行います。なお、代表者が連名で従業員と雇用契約を締結している場合は、代表者間で調整の上、いずれかの者を事業主とすることとなります。

Q4 従業員が他の事務所と兼業しています。適用になりますか？

A 従業員が社会保険の適用となるかどうかは、それぞれの適用事業所ごとに判断します。具体的には、適用事業所ごとに週の所定労働時間及び月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の3/4以上かどうかで判定します。

※複数の適用事業所で適用となる従業員は、資格取得届と同時に二以上事業所勤務届を提出する必要があります。

Q5 令和4年10月より前に適用事業所になることはできますか？

A 従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合、適用事業所になることができます。詳しくは、日本年金機構HPをご確認ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150310.html>)



詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間： 月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」 ③



対談者 清水 英範氏(公益社団法人 日本測量協会会長)(写真中央)
國吉 正和(日本土地家屋調査士会連合会会長)(写真右)
司 会 藤井 十章(日本土地家屋調査士会連合会広報部広報員)(写真左)

※対談は令和3年3月31日に行われました。役職等は当時のものです。

○人材としての品質保証と研修について

(司会) ありがとうございます。いろいろな業務の中で、その品質を確保するというところは、さまざまな方向のデータを使い、それを利用していく方向性があります。土地家屋調査士という専門分野での品質管理、例えば行政に申請した内容をチェックしてもらったり、測量の精度はどのようなものになっているのかをレポートで提出して審査を受けるという制度になっているのですが、人材としての品質評価について、業界で取り組んでいる内容や、ご意見があればお聞かせください。

(清水) 日本測量協会の活動の中で、人材としての品質評価に直接関わるのは、測量CPD制度と、空間情報総括監理技術者や地理空間情報専門技術者の資格制度です。

また、私どもはSUCCESSというシステムを作っており、測量の計画機関(発注機関)に対し、測量会社の会社情報とともに、測量

技術者の資格情報や測量CPDのポイント取得状況等を公開しています。プロポーザル方式や総合評価落札方式による発注に際し、これらの技術者情報が考慮されるのです。

なお、CPDは社会にかなり浸透してきましたが、いまだにその意義に懐疑的な方もいます。CPD制度では一般に、専門誌を購読した、講演会に出席したという事実に基づいてポイントが付きます。どのような成果が上がったかは問いません。そういう意味で性善説に立った制度です。限界もあるわけです。それを承知の上で、努力をしている人を評価しよう、応援しようというのがCPD制度です。みんなで作り、盛り立てていくものなのです。多くの方にその意義を正しく理解していただきたいですね。

(國吉) 今、日調連ではCPDポイントの公開をしていて、50会の土地家屋調査士会があるうちの49会が公開をしているところまで来ています。そもそも公開をしようという出発点

は、少し前までは誇大広告とまではいわないのですが、土地家屋調査士事務所の看板の大きさや、名刺1枚に対して制限があった時代がありました。

それはなぜかという、統一的な報酬額基準表というのがあり、どこの土地家屋調査士に頼んでも、同じ報酬で、成果まではどうか分かりませんが、同じものができるということでした。その後、報酬額基準表の撤廃があり、土地家屋調査士という資格者に業務を委託するのに、どういう形で探せばいいのか、といったときに、その選択肢の1つとしてCPDポイントがあり、なおかつ日調連の会員検索をきちんとできるような形にしなさい、というようなことがあり、スタートしたわけなのです。一般市民の方たちが、土地家屋調査士との接点ができるか、といったときの1つになったはずです。

今は、土地家屋調査士の一つの評価としてCPDポイントというのがある、できれば、将来的には行政というか、公共事業の分野に対しても我々の評価の一つとして、そういうものがあるということにつながっていくのだろうと思っています。

土地家屋調査士は、どちらかという争いをやって勝った負けたの世界ではないのです。だから、どこで評価が付くのかということは、難しいところがあり、その中の一つとして、経験値や、依頼者からの依頼のベースになるものだと感じます。

我々は、ほとんどのところが紹介での業務だと思っております。その紹介というのは、やはりCPDや経験値だったりということから依頼が来るのだろうと思っています。土地家屋調査士の業務をやって一番うれしいときは？と聞かれたとき、難しいお隣さんがいて、その人にもう本当に一生懸命説明をして、最後に納得していただいた。数年たって、その人から依頼が来るというのが、すごくうれしく思いますね。

(清水) 信用を得た、信頼関係を築けたということですね。

(國吉) はい。そういうのも一つとして、CPDも含めて、将来は土地家屋調査士という資格者を依頼者が選択する一つの目安になると思います。

(清水) CPDポイントは依頼者が選択する際の目安になるし、土地家屋調査士一人一人にとっても自己研鑽する上で励みになりますね。いろいろな意義があります。

ところで、依頼者の選択というのは、要するに仕事の発注ですね。ということは、土地家屋調査士は個人で仕事をする人が多いわけですから、個人のCPDポイントが仕事の受注に直接影響してくる。測量の場合、会社で受注するのが一般ですから、この点は違います。そういう意味で、土地家屋調査士会でのCPDポイントの公開は実にすごいことで、先駆的な試みだと思います。

ただし、先ほどお話ししましたように、CPD制度には限界もあります。多くのポイントを獲得しているからといって、その方が実務において優れた方であるとは必ずしも言えません。CPD制度の意義と限界を正しく広報することが大変重要です。

○コロナ時代の働き方について

(司会) 昨今コロナ禍において、人と会う、対面するという場面で、いろいろと他の業種で影響を受けているところがあると思うのですが、測量作業は、屋外で測量するというので、感染リスクが気になってくるところですが、これからそういったコロナ社会で影響していくこと、また、測量の技術者として仕事をする上で、テレワーク等は逆に強みがあるようなお話もいただいたのですが、その観点からお話を伺いたいと思います。

(清水) 日本測量協会のコロナ禍への対応として、教育活動、特に講習会等のオンライン化について少しお話ししたいと思います。

私どもは従来から、講習会に収録動画のオンデマンド配信を取り入れたり、東京での大

規模な講演会を全国各支部の会場に同時中継するなど、オンライン化を一部ではありますが、進めていました。それでも、コロナ禍が始まった当初は、コロナ禍の影響の先行きが見えない、オンライン化への十分な知識とノウハウがないといったことで、多くの講習会やセミナーの中止や延期を余儀なくされました。昨年6月に予定していた、毎年恒例の測量・地理空間情報イノベーション大会も中止にせざるを得ませんでした。

これらの反省から、コロナ禍の感染拡大状況を考慮しつつ、延期はしても中止は極力しない、規模や内容を少し変えてもオンライン化で臨機応変に対応するといった方針で、講習会・セミナー等を実施しました。なお、G空間EXPO・地理空間情報フォーラムは、出展企業・団体が作成した動画をオンデマンド配信するという形で昨年末に開催しました。また、昨年中止にしたイノベーション大会ですが、今年は早くからオンライン方式での開催と決め、現在準備を進めています。

まだまだ総括する段階ではありませんが、これまでの状況を見る限り、講習会やセミナー、イベントのオンライン開催はおおむね好評です。私どものような教育を担う団体にとって、会員の皆様の学習機会の増大、学習機会の地域格差の是正は、最重要な課題の一つです。コロナ禍への対応以前の問題として、オンライン化は不可欠なんです。これからは、どのような形でオンライン化するのか、その内容と質が問われる時代です。教育の目的や学習者のニーズを踏まえ、リアルタイム配信とオンデマンド配信など、様々な方式をどのように使い分け、あるいは併用していくのか、検討課題は尽きません。

もちろん、これからの新時代にあっても、人が集うこと、対面で議論することの意義は変わりません。むしろ、オンライン方式との併用によって、その価値は一層高まるものと思います。実は、日本測量協会は今年の5月に文京区の春日・後楽園地区に移転します。交通の便が非常に良い場所です。そこに、こ

れまでより広い研修室や会議室を用意します。教育活動においてオンライン化を促進し、かつ新事務所をいかに活用していくのか、私どもにとって大きなチャレンジです。

(司会) ありがとうございます。國吉会長、今のお話を受けて、日調連として何かありますでしょうか。

(國吉) 日調連もそうでしたが昨年来、各土地家屋調査士会でも、研修をどうしようかというのは非常に悩ましいことだったのです。今ありましたように、オンラインと、それから日調連でいうと、eラーニングですが、そのアクセスが非常に多くなっているのが見えます。

一つの良いきっかけになったのかもかもしれません。先ほどのCPDもそうですが、継続的な学習の中でどのような教材を提供するかという方へ向かってきていますので、数をそろえるということも含めてですが、いろいろな研修の題材を、日頃から提供し、自宅や事務所で視聴して、研修を受けるとというのが、アクセスの数も大きさも含めて、一般的になってくるのかなと思います。

それから、会議自体もウェブを使った会議をやらざるを得なかったという面もありました。逆に、対面式でやらなければ、ここはできないなというのがはっきりしてきて、対面と懇親の重要性が改めて分かってきたところです。これから先はその二本立てで、進んでいきたいなと思います。

もしかしたら、ウェブ会議をやることによって会議の回数が増え、いろいろなことが見えてきて、大分様子が変わってくるのかなと思います。

(清水) CPD制度において、参加者の学習機会の公平性は大変重要です。しかし、これまでは、講習会等が多く開かれる大都市に住む人がCPDポイントの獲得に圧倒的に有利であるなど、問題も多くありました。CPD制度に取り組む団体は、講習会等のオンライン化

を進めるなどして、学習機会の地域格差是正に努めなければなりません。

会議もウェブ会議など、オンライン化で変わりましたね。出席者が断然増えました。定足数が重要な会議では便利ですが、会議後の懇親会がないのは残念です。懇親会での議論が一番重要な場合がありますから。ウェブ会議と集合型会議の良さを活かした、会議運営の新たなスタイルを考えていく必要があります。

あと、日本測量協会のコロナ禍への対応を通して実感したことを、もう一つ紹介させてください。全国の支部の重要性です。ここまで何度か話題にさせてもらっていますが、当協会の重要な活動として、測量機器・成果の検定があります。昨年、コロナ禍での在宅勤務等により、検定業務にも若干の遅れが生じました。しかし、緊急事態宣言下で活動を制限された支部技術センターの業務を、緊急事態宣言から外れた茨城県つくば市の本部技術センターに移すなどして、事業を継続することができました。

また、空間情報総括監理技術者の資格試験では、試験会場を幾つかの支部に分散して実施することができました。それまでは東京会場だけでした。コロナ禍以前から、全国に試験会場を設けて入学試験を実施する大学もありますよね。私どもがこれまで東京会場しか設けていなかったこと自体、大いに反省しなければならぬことです。

いずれにせよ、全国に支部を持つことは、当協会の大きな財産です。今後とも、その強みを活かし、本部と支部が強く連携して活動を進めていきたいと思えます。

〇まとめ

(司会) ありがとうございます。それではお時間に限りがありますので、それぞれで、今日お話しされた話題で特に印象的なことなどありましたらお願いします。

(清水) 特に印象に残っているのは、繰り返しにな

りますが、國吉先生が言われた言葉です。國吉先生は、AI等の技術が進歩すると、「資格者でなければできない仕事がより一層鮮明になってくる。」と言われました。本当にそのとおりだと思いました。土地家屋調査士にとって重要なことは、測量そのものでなく、測量の結果の解釈や評価、そして最終的には境界の判断ですね。そういうことに気付かせてくれますね。

測量士だって同じことです。私は、測量において人間にしかできないことは何か、その例として、「費用対効果を考えて、どこを、どのような方法で、どのような精度で、いつまでに測るのか、そういったことを決めること」だと申し上げました。このようなことが、国家資格者たる測量士の重要な仕事です。

(國吉) 私はやはり先進技術の問題ですかね、機器も含めてですけども。実は今年度70周年記念で、ライカジオシステムズ株式会社と業務提携させていただいて、ライカの機器を使って3Dでの測量を各地の土地家屋調査士会で実施しました。目からうろこではないですが、ああ、これだけ技術が進んでいるのだというのは改めて思いました。やはりそういうことに対してもきちんとアンテナを張って、我々がどこまで技術を利用できるのかなど、もっと注視していかなければいけないなとすぐ思いました。

昔から、測量機器メーカーや販売店等によく言うのですが、今までは、いわゆる致心、機械の据え付けが一番問題なので、それが自動的に、それこそ機械をポンと置いただけで、そこに致心ができるような機械ができないかねということによく言っていたのですが、でも近い将来、そういうものはできてしまうのではないかなと思っています。

(司会) 清水会長、國吉会長、ありがとうございます。

(終)

第19回衛星測位と地理空間情報(G空間)フォーラム

第19回衛星測位と地理空間情報(G空間)フォーラムが、令和3年7月15日にライブ配信で開催されました。

会場：ライブ配信(一般財団法人 機械振興協会 機械振興会館ホールから)

(<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>)

主催：一般財団法人 宇宙システム開発利用推進機構(JSS)

共催：一般社団法人 日本経済団体連合会

後援：内閣府宇宙開発戦略推進事務局

1 開会挨拶

石黒憲彦(一財)宇宙システム開発利用促進機構(以下「JSS」といいます。)副理事長

2 来賓挨拶

新藤義孝自由民主党衆議院議員 G空間社会実装委員長

3 招待講演1

「宇宙政策の新たな展開」：河西康之 内閣府宇宙開発戦略推進事務局長

4 招待講演2

「Non-Terrestrial Network構想 成層圏プラットフォーム活用」：北原秀文 ソフトバンク(株)グローバル事業戦略本部長、QBIC諮問委員

5 新財団(J-spacesystems)の紹介

半田力 JSS専務理事

6 みちびきサービスの利活用加速に向けた取組

三神泉 JSS常務理事、QBIC企画運営委員長

7 閉会挨拶

安達昌紀 JSS常務理事



石黒氏



安達氏

上記の2から6のプログラムについての概要は次のとおりです。

プログラム2 新藤義孝氏

平成19年に成立した地理空間情報活用推進基本法(議員立法)に携わり、その後も経済産業省、総務省の立場からG空間と共に歩んできたこと等、自己とG空間との関わりについて自己紹介がありました。

G空間に関する具体的な施策は各省が担当することになるが、横軸を刺した対応が重要であり、点・線・面にして発展させていくことが必要であると、災害時の基盤としてG空間統合型防災システムの構築を目指していることの紹介と、衛星システムは自ら



のものを持ち、いかに社会に実装させ、役に立てられるかが大切であるとの話がありました。

プログラム3 河西康之氏

「宇宙政策の新たな展開」と題して、令和3年度の宇宙関係予算及びいわゆる骨太の方針における宇宙・衛星関係の方針について説明がありました。

小型衛星コンステレーションによるミサイル防衛、ブロードバンド通信網、被災状況把握及びインフラ管理について説明があり、この分野における日本の現状は、他国に遅れをとるかどうかの瀬戸際であると、日本独自のシステムの構築が急務であると説明されました。



また、宇宙関連での日米協力、宇宙技術による地球温暖化対策、準天頂衛星システムについての今後の方針や目標について説明がありました。中でも、6月に成立した宇宙資源法で、「宇宙資源の所有権について、許可を得た活動計画に従って採掘等を行い、所有の意思をもって占有した場合、所有権を取得する」とされたことについては興味深いものでした。

プログラム4 北原秀文氏

「Non-Terrestrial Network構想 成層圏プラットフォーム活用」と題してソフトバンクが目指す非地上系ネットワーク構想について



説明がありました。成層圏プラットフォーム、低軌道衛星、静止軌道衛星の3種類の上空からの通信インフラを構築して全地球あらゆる所へ通信を届けるものであるとのことでした。

- ・成層圏プラットフォーム(HAPS)は、空飛ぶ通信基地局であり、日本全域にモバイル通信を提供します。高度20 kmを無人で半年間飛行し続けます。34機で日本をカバーできます。
- ・低軌道衛星システム(OneWeb)は、高速インターネットを地球全域に提供します。600機が高度1,200 km、2時間で地球一周します。
- ・静止軌道衛星システム(Skylo)は、ナローバンドIoTサービスを全世界に提供します。高度36,000 km、受信アンテナの低価格化を実現、通信料もワンコインで提供します。

また、ソフトバンク独自のGNSS基準点網によるRTK補正情報の提供による高精度測位サービス(ichimill)について紹介がありました。

ichimillは、既に商業展開されていることは承知していましたが、前述のHAPSが整備され地上ネットワークの空白地がカバーされることによって、更に強力なサービスとなると思われます。

プログラム5 半田力氏

一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(JSS)の紹介



宇宙利用と関連技術開発の更なる拡大、促進によって産業活性化

に資するため、本年4月1日に一般財団法人衛星測位利用推進センター(SPAC)と合併し、合併前の両財団の事業に加えて、みちびきの高精度測位情報の研究開発と利活用の推進など新たな事業活動も開始するとのことでした(職員43名、賛助会社約60社)。

プログラム6 三神泉氏

みちびきサービスの利活用加速に向けた取組について、旧SPACの活動報告としてQBIC事務局の立場で活動した事業等について報告がありました。



特に、旧SPACが開発したGNSS補強情報提供サービスのCLARCSについて、事業活用されている事例及び導入予定の事例の紹介があり、CLAS専用機器の低価格化が進むまでは、CLARCSを推進していきたいとのことでした。

CLARCS導入の事例では、土木工事の重機周りで作業する作業員の携帯端末とLANによる接続で構築された、“土木建設重機周りの作業安全管理システム「重機ソナー」”が新しい利用方法として興味深いものでした。

* 講演動画の配信は、第19回衛星測位と地理空間情報(G空間)フォーラム【公開】サイトをご参考ください(<https://qbic-gnss.org/post/1261>)。

前常任理事・制度対策本部担当 内野篤(東京会)

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



9月16日
～10月15日

近年、全国の様々な駅では、ホームに流れる発車音を、ご当地ソングや地元出身歌手の代表曲等を採用していることも多い。私の地元のJR松山駅は「瀬戸の花嫁」のメロディだし、JR大阪駅は「やっぱり好きやねん」、京急横浜駅は「ブルーライト・ヨコハマ」が流れるそうだ。当連合会の拠点、土地家屋調査士会館の最寄り駅は、JR水道橋駅であるが、この駅の発車メロディは、東京ドームをホームグラウンドとする読売ジャイアンツの応援歌「闘魂こめて」が威勢よく響き渡り、多くの人々を乗せた電車を見送る。子供の頃からアンチジャイアンツを貫いてきた我が身には、何とも複雑な感覚である。この地は、私たち土地家屋調査士が本陣を構える聖地でもあるので、私としては「調査士の歌」のサビ部分「我等調査士、結びはかたし〜♪」に座標変換して耳に入れることにしている。

9月

21日 第1回オンライン登記推進室会議(電子会議)
全国の会員の皆さんが日々、利用しているオンライン登記申請システムの利便性を向上させるため、推進室の会議に出席させていただいた。前期から継続の委員さんが多く、プログラム変更についても現場目線での提言等をいただき、担当部署との協議方針も確認できた。

21日、22日 第5回総務部会(電子会議)

今期の総務部には、喫緊の対応の一つとして、緊急時の連合会総会の開催に関して整理・検討をお願いしている。とても大きな課題でもあり、リモート会議では消化しきれない部分もあるかと心配もしたが、総務部の努力により、方向性の確認には至ったと認識している。

29日 第1回全国ブロック協議会長会同(電子会議)
東京都に緊急事態宣言が発令中ということもあって、今回の全国ブロック協議会長会同は、8名の会長さんにリモートでの参加をお願いさせていただいた。各ブロックの活動報告の後、連合会が取り組んでいる事項等の説明をさせていただき、意見交換と情報交換を行った。この会同において、8名のブロック会長さんと、土地家屋調査士制度を連合会と共に支え合うことを確認できたものと認識している。

10月

1日 塩崎恭久衆議院議員 第66回「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、何度も延期になっていた、塩崎恭久議員の政治パーティーが開催され、鈴木泰介副会長、野中副会長と共に出席。塩崎議員は、自由民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長として永きにわたり、私たちの制度と国民の皆さんや政治の世界との橋渡しをいただき、制度の発展に尽力いただいていた。

1日 法務省民事局民事第二課との打合せ(「筆界認定の在り方に関する検討会」の検討報告書を踏まえた法務局における今後の筆界確認情報の取扱いについて)表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針案について意見交換を実施。私たち土地家屋調査士のための運用ではなく、飽くまで依頼者である国民目線での協議を意識したところである。



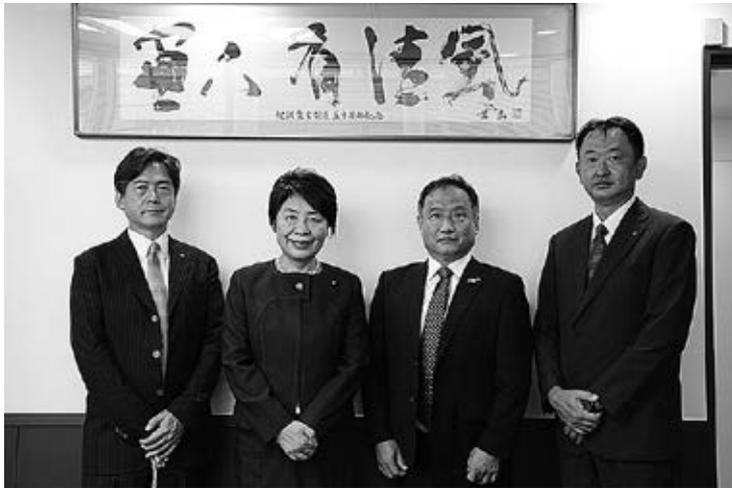
広報キャラクター「地識くん」

5日 上川前法務大臣退任挨拶

この日は、上川陽子法務大臣が退任するに当たり、連合会へ挨拶に見えられた。現職の法務大臣が連合会会長室に入室され、懇談されるのは、私の知る限りでは初めてのことである。上川大臣の心配りと優しさに触れた時間であった。個人的にも私の法務大臣表彰(平成27年)は、上川大臣から頂いたもので、事務所に掲げられた表彰状は、私の土地家屋調査士としての活力になっている。

12日 第7回常任理事会(電子会議出席者あり)

今回の常任理事会でも多くの課題に対して、整理と検討を行う。一週間後に迫った全国会長会議への対応と緊急時の総会対応に重点を置いた議論を展開。前回の常任理事会からの試みで、当該会議における協議項目を素早く全国発信する対応も継続するよう指示を行う。



左から柳澤副会長、上川前法務大臣、私(岡田)、鈴木泰介副会長

9月

17日

第3回特別研修運営委員会(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 委員の担当分担について
- 2 第16回土地家屋調査士特別研修「集合研修・総合講義」及び「考査」の欠席者への対応について
- 3 第17回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について
- 4 第18回土地家屋調査士特別研修について
- 5 令和4年度特別研修運営委員会事業計画(案)について

21日

第1回オンライン登記推進室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
- 2 今後の対応について

21日、22日

第5回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 諸規則等の整備について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」について
- 3 懲戒処分事例集の作成について
- 4 法定相続情報証明制度に関するQ & Aの見直しについて
- 5 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 6 綱紀委員を対象とした研修について
- 7 土地家屋調査士会への助成について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会の執務環境等の整備について
- 9 令和4年度総務部事業計画(案)について
- 10 令和3年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 11 令和3年度第1回全国会長会議の運営等について
- 12 令和3年度第2回全国会長会議及び令和4年新年賀詞交歓会の運営等について
- 13 第79回総会(臨時総会)の開催について

22日

第3回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)等を含む独立したシンクタンク機能の在り方について

第2回マニュアル作成等委員会担当者(一筆地測量)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 一筆地測量マニュアルの作成について

第1回日調連関係規則等整備PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 委員長の選任について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正について
- 4 土地家屋調査士法人の解散後の対応に係る規則の見直しについて

24日

第4回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 eラーニングコンテンツの制作について
- 2 講師団名簿の作成について
- 3 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会について
- 4 研修に関する調査の実施について
- 5 研修体系の確立について
- 6 研修受講環境の整備について
- 7 第1回全国ブロック協議会長会同への対応について

28日

第4回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度国有財産総合研修について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 3 オンライン相談・調停に関する説明会の開催について
- 4 日本ODR協会への加入について
- 5 財産管理人制度への参画について
- 6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」改正案に関する意見募集について

7 社会事業部所管の各種委員会の委員長について

第2回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 報酬マニュアルの作成について

29日

第1回全国ブロック協議会会長会同(電子会議)

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会における事業の実施状況と今後の取組の報告について
- 2 連合会が取り組んでいる事項等の説明について
- 3 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明について
- 4 意見交換・情報交換について

10月

5日

第4回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 (説明)土地家屋調査士と著作権について
- 2 研究所の研究における掲載資料の取扱いに関する規範の作成等について
- 3 研究所の研究報告(成果)に関する取扱い規範の作成等について
- 4 令和3年度研究所全体会議(10月22日、電子会議)について
- 5 日本登記法学会第6回研究大会について

5日、6日

第4回地図対策室会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 委員長の互選及び副委員長の指名について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 3 公共嘱託登記の環境整備に関する事項について

6日

第1回「土地家屋調査士白書2022」編集会議(電子会議)

6日、7日

第1回日調連ADRセンター会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 ADRに関する情報の収集及び提供について

2 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応について

3 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について

4 ODR(オンラインによる紛争解決手続)の推進について

5 土地家屋調査士の司法参加に関する課題対応について

7日

第2回マニュアル作成等委員会担当者(登記基準点)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 登記基準点マニュアルの作成について

第4回土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)等を含む独立したシンクタンク機能の在り方について

11日

第3回マニュアル作成等委員会担当者(一筆地測量)会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 一筆地測量マニュアルの作成について

12日

第7回常任理事会(電子会議出席者あり)

<審議事項>

- 1 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会の実施方法について

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則等の一部改正(案)について
- 2 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 3 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納における清算について
- 4 令和3年度ADRセンター担当者会同(電子会議)の開催について
- 5 令和3年度第1回全国会長会議の運営等について
- 6 第79回総会(臨時総会)の開催について

13日、14日

第4回広報部会(全体会議)(電子会議出席者あり)
＜協議事項＞

- 1 連合会ウェブサイトの改修について
- 2 特設ウェブサイトの作成について
- 3 SNSの活用について
- 4 動画の制作について
- 5 ウェブセミナーの実施について
- 6 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 7 日調連パンフレットの作成について
- 8 相続登記に関するパンフレットの作成について
- 9 マンガ小冊子(マンガでわかる土地家屋調査士成長物語)の印刷について
- 10 タグラインのイメージデザインについて
- 11 土地家屋調査士PRポスターデザインコンテストについて
- 12 転職サイトへの広告掲載について
- 13 社会人・補助者に向けた活動について

- 14 土地家屋調査士白書の作成について
- 15 銀行担当者向け研修会に関する意見交換会について
- 16 連合会長とリモートで話そう企画について
- 17 広報マニュアルの作成について
- 18 会報の編集及び発行に関する事項について
- 19 令和4年度広告掲載の募集について
- 20 令和4年度連合会会報「土地家屋調査士」の会員への直送について
- 21 編集会議の日程について
- 22 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業関係について
- 23 令和4年度の広報部事業計画(案)及び同予算(案)について

14日

第3回マニュアル作成等委員会担当者(報酬)会議
＜協議事項＞

- 1 報酬マニュアルの作成について



名しき
広報キャラクター「地職くん」



日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

**住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！**
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

**著作権許諾証つき
 地図印刷！**

**地図上で事件簿
 管理ができます！**

**SIMA図示や
 多彩な地図検索！**



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示



ブルーマップの表示



用途地域の表示



SIMAデータの取り込み



住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ(ゼンリン保有地区のみ)も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

「調査士カルテMap」無料お試しID利用会募集中

先着5会限定 土地家屋調査士会単位で配布しています。

本システムを利用することで、調査情報の保全・継承だけでなく、土地家屋調査士投資の協力体制を強化することで業務を効率化することができます。また、多くの土地家屋調査士が利用することで、業務範囲・市場の拡大や、他業界に向けた情報や知見の発信も可能にします。

通常月額3,300円(税込)のサービスを無料でお試しください。

- ・Webアプリケーションの為、インターネット環境があればいつでもどこでもご利用が可能です。
- ・無料お試しIDは土地家屋調査士会単位で配布致します。集合形式やWeb形式の研修に合わせて本システムの説明会を実施することも可能ですので、是非一度ご相談ください。
- ※本登録いただく場合でも登録月の月末までは無料でご利用いただけます。
- ※無料お試しIDのご利用期間は、ID発行から2ヶ月間です。
- ※無料お試しIDにて登録いただく調査情報は、本登録後のアカウントには継承できません。

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 WEB サイトをご確認ください



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 E-mail kartermap@chosashi.or.jp

WebGIS研修会について

全公連では、令和3年度事業計画における協会を取り巻く環境整備の一つとして、デジタル化社会に対応するため、昨年度の法14条管理支援ソフト(法14条地図作成業務一筆調査・工程管理支援ソフト)に引き続き全公連型WebGISの推進に向け準備を進め、令和3年8月23日加盟協会への説明の運びとなりました。

全公連の加盟協会の多くが、自主事業に基準点(登記基準点)の設置・管理・収集・提供事業を掲げ実施しております。

中には、協会単独でWebGISシステムを構築し活用している協会もありますが、多くの加盟協会は環境が整っていないのが現状です。

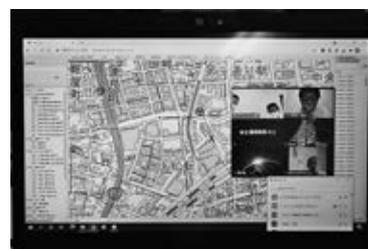
一方、政府によるデジタル庁の新設、また市町村では行政のスマート都市化が進み始めております。

WebGISの推進に向けた提案の目的は、基準点情報・官民境界補助業務・狭あい道路業務・用地確定業務等の協会が行った業務及び行政が行った事業の情報をデータ管理し、災害発生時の復興・復旧・及び日常の行政業務効率の向上を目指し、協会の設立目的である「公共の登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施により、国民の生活向上に寄与するもの」であると考えます。

そこで、本システムWebGIS導入の検討をいただいたための必要最低限のバージョンとして予算化いたしました。

今後、各協会におけるデータの取扱い等、クリアし

なければならない問題は数多くありますが、行政と共に官民一体となって活用できるシステムの構築を目指し、行政と協会がより緊密な関係となり行政の一翼を担うための一歩となるよう、各協会内で協議検討をしていただければと思います。



オプト講演

今回の研修会は、コロナ禍でのリモート研修会となりましたが、全国から37協会70名と多くの皆様方に参加していただき、ありがとうございました。

(全公連副会長 望月繫和)

会議経過

- 8月11日 第1回企画担当打合せ(Web開催)
- 8月23日 WebGIS研修会(Web開催)
- 8月30日 第5回理事会(Web開催)
- 9月14日 第4回正副会長会議(Web開催)
- 9月22日 第1回企画担当打合せ(Web開催)
- 9月27日 第5回正副会長会議(Web開催)



佐野担当者、望月副会長



佐野担当者

収入減の補償

土地家屋調査士の皆さまへ 所得補償保険

万一、病気やケガで長期間休業したときに収入の減少をカバーします！

新型コロナウイルス
感染症も対象

団体割引 **15%** 適用!!

免責 **0日プラン** が
オススメです

病気やケガで
就業不能になった場合に
保険金を
お支払いします！



医師の指示による自宅療養も
対象！

自宅療養中
(医師の指示による場合)
も対象となります。



免責期間0日プランは短期間の入院（自宅療養を含む）でも充実した補償

長期補償！

最長12か月の長期補償！
(免責期間がある場合は、
免責期間終了の翌日から
12か月補償します。)



ご加入は告知のみでOK！

ご加入の際医師による診査は
不要です。



保険期間 2021年**10月1日** 午後4時～ 2022年**10月1日** 午後4時まで1年間

日本土地家屋調査士会連合会共済会

代理店・扱者 **有限会社 桐栄サービス** TEL:03 (5282) 5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社** TEL:03 (3259) 6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部 営業第一課

※このご案内は保険の概要を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

B21-100564 使用期限：2022年10月1日

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和3年9月1日付

東京 8220 渋谷 正博
神奈川 3170 大川 勉
神奈川 3171 縄野 裕介
愛知 3066 住田久美子
愛知 3067 池田 靖彦
広島 1924 古居 俊彦
岡山 1412 畑 俊光
沖縄 521 隈元 輝也

令和3年9月10日付

東京 8221 相澤 洋志
埼玉 2746 齋藤 勇樹
静岡 1842 大瀧 直幸
兵庫 2550 土山 耕平
愛知 3068 林 優児
岐阜 1317 内田 大誠
岐阜 1318 藤澤 潤
福岡 2381 渡邊 晴明

令和3年9月21日付

東京 8222 後藤 禎幸
滋賀 466 野々村 靖
愛知 3069 鳥居 健
福島 1512 八巻 洋一
愛媛 881 加納 恵

登録取消し者

令和3年7月29日付

埼玉 1542 白石 信次

令和3年8月5日付

茨城 1378 山本富治雄

令和3年8月6日付

東京 4834 北村 洋征

令和3年8月7日付

神奈川 1507 袴田 芳夫

令和3年8月9日付

大阪 1900 藤田 正典

令和3年8月25日付

秋田 928 梅田 誠

令和3年9月1日付

東京 5909 原田 東雅
埼玉 2564 野城 恵浩
千葉 2210 並木 功一
福岡 1631 深藏 正行

令和3年9月10日付

東京 5419 小杉 光徹
神奈川 1925 杉山 文男
神奈川 2458 海老原 博
埼玉 1733 會田 義男
埼玉 1875 佐藤 孝之
千葉 858 戸村 利道
静岡 1059 小林 丈雄
静岡 1367 石井 光春
大阪 1071 小島 靖弘
愛知 1298 山口 武
愛知 2491 佐藤 正人
三重 689 箕浦 弘

徳島 363 中澤 當則

令和3年9月21日付

埼玉 372 戸井田 清
千葉 1901 宇野澤博康
千葉 1950 剣持 智美
長野 2618 小山 智弘
大阪 2119 毛原 俊明
大阪 2957 宮武 義昭
京都 554 國松 正義
京都 655 宮橋 重雄
兵庫 1709 岸本 一夫
兵庫 2016 生柄徳太郎
愛知 2206 長神 彰憲
愛知 2898 古路 郁生
三重 592 諸岡 太
島根 375 根来川 喬
鹿児島 881 用丸 明憲

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年9月10日付

神奈川 2175 田中 俊明
茨城 1469 横田 広克



「帰り花」

深谷 健吾

門前で客を迎へて帰り花
 風を閉ぢ込め平家谷の村
 尼寺の雨に艶めき柿落葉
 時雨るるや托鉢僧の素手・素足

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

秋彼岸文字の崩れし始祖の墓碑
 人生に前期・後期や敬老日
 棚田稲刈られ変はりし里景色
 人住まぬ庭の賑はひちちろ虫

茨城 中原ひそむ

白寿まで望まず白の桔梗咲く
 秋の夜を静かに刻む掛時計
 耳鳴りか台風余波の海鳴りか
 虫しぐれ未完のままの風景画

山形 柏屋 敏秋

立秋の旅の絶景黄昏る
 秋灯がぼんやり点る小糠雨
 凶面描く手を休めれば虫の声
 友の訃を誤報と祈る秋の夜

岐阜 堀越 貞有

小春日や笑顔たやさぬ羅漢さま
 隊列の即かず離れず鴨の陣
 小夜時雨今宵女将をひとり占め
 大根煮を振る舞ふ比叡の修行僧

今月の作品から

深谷 健吾

人住まぬ庭の賑はひちちろ虫

島田 操

「ちちろ虫」は、秋の季語「蟋蟀」の傍題。蟋蟀は初秋から晩秋のころまで鳴き続ける。昼間は縁の下や石の下、草むらなど暗いところに隠れて鳴く。蟋蟀の種類のうち大きいものはえんま蟋蟀でみつかど蟋蟀とおかめ蟋蟀は雄の顔面が角状に突き出している。ちちろ虫は蟋蟀の別名であり、雄は左右の前翅を合わせ、コロコロとか、リ・リ・リ・リ、と澄んだ声で鳴く。今では住宅の無人化が問題になっている世の中。その場の光景を平明な言葉で、季語の「ちちろ虫」を使って擬人法で詠み込んだ句か。「静」と「騒」の対照の妙の素晴らしい一句である。

中原ひそむ

白寿まで望まず白の桔梗咲く

「桔梗」は、秋の季語。秋の七草の一つに数えられ、キキョウと漢名の音読みによる。青みがかった紫色の清楚な花が愛されて栽培され、わが国の各地にも自生する。根茎は漢方薬草として多用されている。若い茎葉も根も煮てから乾燥してたくわえ、野菜の少ない時期に取り出して食用にすることもあり、山間の地方の代表的な有用植物でもある。白寿とは「百」の字から一をとれば「白」となることから九十九歳のこと。提句は、「白」のリフレインと句またがりの妙技な一句。更に「白寿」の九十九歳と「桔梗」の薬草との取り合わせの見事な自称句である。

る。ますますのご長寿を祈念します。

凶面描く手を休めれば虫の声

柏屋 敏秋

「虫の声」とは、秋の季語「虫」の傍題。秋鳴く虫の総称。鳴くのはいづれも雄である。虫の音色にはそれぞれ風情があり、鳴いている所・時・数によって趣も違う。その声を聞くと秋の寂しさが身に迫って感じられる。「虫時雨」は虫の鳴き競う音を時雨にたとえた語。秋は夏の短夜のあとの長き夜の感じが強い。仕事にも、勉強にも最も身の入る時期か。凶面を描くには長時間の集中力を持って深夜までに及ぶこともある。時は秋、手を休めた時に、ふと虫の声が。その声に癒され、活力を貰う。再度の作業開始を活写した秋の夜長ならではの見事な時事俳句である。

堀越 貞有

小春日や笑顔たやさぬ羅漢さま

「小春日」とは、冬の季語「小春」の傍題。小六月ともいい、旧暦十月の異称。立冬を過ぎてからの春のような温かい晴れた日のこと。この季語にはその温和さを喜びいとしむ気持ちがある。「羅漢さま」とはお釈迦様の弟子で、仏教の修行の最高段階に達した人。「五百」とは沢山を意味する数字。寺の山腹に五百羅漢が並ぶ光景は壮観です。顔の表情は「喜怒哀楽」ですが、笑顔で話しかけてくれる羅漢さんが最高です。小春日和に温かな笑顔の羅漢さんにお会いできた喜びを読み込んだ作者ならではの心持ちのでた佳句である。

鳥取会

「空き家利活用シンポジウム in SAKAIMINATO」

理事 吉田 康憲



『方位』第160号

3月13日(土)に「空き家利活用シンポジウム in SAKAIMINATO」が境夢みなとターミナル待合エリアで行われました。とっとり空き家利活用推進協議会の主催で当会も構成団体として参加しています。本シンポジウムは、会場へ来場し参加できるほかYouTubeでリアルタイム配信も行われました。コロナ禍での開催でありましたが会場はほぼ満席で空き家問題の関心の高さがうかがえました。

基調講演では「空き家問題の処方箋」と題し明治大学政治経済学部教授の野澤千絵氏による講演が行われましたが、開催日が緊急事態宣言下であった為、来場はかなわずオンラインでの出演でした。全国的な空き家の状況、空き家政策の歴史、民法・不動産登記法の改正、空き家に対する取り組みなど実例を交えて幅広くご説明されました。

続いて境港市の空き家の状況について説明がなされました。人口の大きな減少は見られないものの空き家数と空き家率が年々増加していることは、空き家所有者の意

向調査において空き家を「現状のまま保有」という回答が多かったことの裏返しであり、観光面で地域の魅力を活かし地域活性をなしたとげた都市であっても、空き家問題は無縁ではないと認識させられました。

最後に「地域で空き家を活かすには」と題して4名のパネリストによるパネルディスカッションが行われました。その中で空き家問題だけを解決しようとしても難しいというお話がありました。まちづくりや地域活性の中で空き家問題を一つの課題として取り組むことが、空き家問題解決には有効で

あると提言されておられました。また空き家に関して行政は個人情報など法律的なしぼりがあるのに対して自治会はある程度柔軟かつ早期対応が可能な為、自治会レベルで空き家の利活用を進めることも有効であるとお話でした。

終わりに全国的な問題となっている空き家ですが、まだまだ空き家所有者の危機意識は低く将来に対応を先延ばしにしていると思います。法改正や行政の支援策の充実も必要ですが、空き家を有効活用すればまちづくりの資産・資源になるという空き家所有者の意識改革も必要だと感じました。



【秋の味覚】

季節は日ごとに秋の深さを感じられるようになってきました。秋と言えば、「スポーツの秋」、「芸術の秋」ときますが、やはり「食欲の秋」です！食欲も増進してくる季節で、ついつい食べ過ぎたり、飲み過ぎたりしてしまいます。

「秋の味覚」といえば栗、柿、秋刀魚といろいろありますが、なんといっても松茸です。今年は知り合いから松茸をいただきました。長雨もあったせいかな今年には豊作とのこと。子供のころ松茸を食べてみたくて、毎日山へ探しに行きましたが、見付けることはできませんでした。ある日、近所のおじさんが松茸を採ってきてくれたので、一緒に松茸採りに連れて行ってほしいとお願いしましたが承諾してくれませんでした。松茸を採る人たちには自分だけの秘密の場所があり、他人には教えたくないようですが「秘密の場所」とはいいつつ、実は他の人の「秘密

の場所」と同じといったことも少なくないようです。土地家屋調査士の皆さんは、知っている知識を自分だけの秘密にせず、皆で共有し、困っていたら教えてあげられるような仲間づくりをしたいものです！

さて、本号ではコロナ禍で延期になっていた宮城県と仙台支部共催の「土地家屋調査士制度制定70周年記念ナイター」の様子をご紹介します。全国に放映されており、とてもよい広報活動ができたのではないのでしょうか。

また、今年度の広報員紹介もあります。会報の編集に頼もしい新たな仲間を8名迎え、本格始動が始まります。取材を行えるイベントもまだまだ少なく行動が制限されてしまいますが、これから二年間、連合会と各土地家屋調査士会の橋渡しとしてご協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

